○苫小牧市労働福祉センター条例施行規則

昭和51年12月22日

規則第45号

改正　昭和52年６月15日規則第31号

昭和53年６月30日規則第28号

昭和56年12月19日規則第41号

昭和61年９月18日規則第33号

平成６年３月31日規則第17号

平成８年１月23日規則第２号

平成10年１月16日規則第１号

平成10年８月31日規則第37号

平成11年３月31日規則第13号

平成12年11月30日規則第43号

平成18年３月31日規則第９号

平成18年３月31日規則第19号

平成22年３月31日規則第16号

平成25年３月31日規則第13号

（趣旨）

第１条　この規則は、苫小牧市労働福祉センター（以下「センター」という。）の管理運営その他苫小牧市労働福祉センター条例（昭和51年条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間）

第２条　センターの開館時間は、午前９時から午後９時30分までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第３条　センターの休館日は、12月29日から翌年１月３日までとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができ

る。

（使用許可の申請）

第４条　条例第２条第１項の許可（以下「使用許可」という。）の申請は、苫小牧市労働福祉センター使用許可申請書（様式第１号。以下「使用許可申請書」という。）を館長に提出して行うものとする。

２　条例第５条の許可を受けようとする場合は、その旨及び当該許可に係る行為（以下「特別の設備の設置等」という。）の内容を第１項の申請書に記載しなければならない。

３　第１項の使用許可申請書は、次の各号に定める期間内に提出しなければならない。ただし、館長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

⑴　ホールを使用する場合又はホールと併せて会議室若しくは和室（以下「会議室等」という。）を使用する場合は、使用開始日の１年前（労働者及び労働団体以外の者が婚礼以外の目的で使用する場合は、９月前）から３日前まで

⑵　会議室等を使用する場合（前号に該当する場合を除く。）は、使用開始日の４月前（労働者及び労働団体以外の者が使用する場合は、３月前）から３日前まで

（使用許可書の交付等）

第５条　館長は、使用許可をするときは使用許可書を申請者に交付するものとし、使用許可をしないときはその旨を理由を付して申請者に通知するものとする。

（規則で定める使用料等）

第６条　条例別表に規定する規則で定める使用料の額は、別表１及び別表２のとおりとする。

２　条例別表備考第１項の各時間区分の開始及び終了の時刻は、次のとおりとする。

⑴　午前　午前９時から正午まで

⑵　午後　午後１時から午後５時まで

⑶　夜間　午後６時から午後９時まで

⑷　１日　午前９時から午後９時まで

３　条例別表備考第２項の規則で定めるところにより計算した額は、各時間区分の開始時刻前又は終了時刻後にセンターを使用した時間（以下「超過時間」という。）１時間（１時間未満の端数は、１時間とする。）につき、超過時間の属する時間区分（超過時間が時間区分に属さないときは、その直後の時間区分（超過時間が午後９時以降のときは、夜間））について同表に定める使用料の額の３割に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（使用料の減免）

第７条　条例第３条第１項ただし書の規定により使用料の減免を受けようとする者は、苫小牧市労働福祉センター使用料減免申請書（様式第２号）を使用許可申請書に添付して提出しなければならない。

２　会議室等を使用する場合で、次の各号に該当するときは、当該各号に掲げる額を当該使用料から減額する。

⑴　日本労働組合総連合会北海道連合会苫小牧地区連合会及び苫小牧地区労働組合総連合の加盟組合以外の労働組合（以下「非加盟労働団体」という。）若しくはそれを構成する労働者又は労働組合を組織していない労働者（以下「未組織労働者」という。）が会議、大会等を行う目的で使用するとき（次号の場合を除く。）　当該使用料（暖房使用料及び備付物品使用料を除く。次号において同じ。）の額の８割に相当する額

⑵　労働者又は労働団体が館長が別に定めるサークル活動を行う目的で使用するとき　当該使用料の額の５割に相当する額

３　労働者又は労働団体が備付物品等（照明関係の設備及び物品を除く。）を使用するときは、当該備付物品使用料を免除する。

（使用料の納入）

第８条　センターの使用料は、使用許可書交付の際に納付しなければならない。

２　備付物品等の使用の変更、使用時間の超過その他の理由により納入した使用料に不足を生じたときは、前項の規定にかかわらず使用後に不足額を徴収する。

（使用料の延納）

第９条　使用料を前納することができない特別の理由がある場合は、第４条第１項の申請書の提出の際に、その旨を使用料延納申出書（様式第３号）により申し出なければならない。

２　前項の申出をして使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、別に定める納期限までに使用料を納入することができる。

（使用料の還付）

第10条　条例第３条第３項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

(1)　使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰することができない理由により、使用許可の取消しを受けた場合にあつては使用料の全額を、使用の停止又は使用許可の内容の変更を受けた場合にあつては使用できなかつた備付物品等の使用料の額を還付する。

(2)　ホールの使用者又はホールと併せて使用する場合の会議室等の使用者から使用開始日の90日前までに使用の取消しの申請があつたときは使用料の全額を、使用開始日の45日前までに使用の取消しの申請があつたときはホール等使用料の５割に相当する額並びに備付物品使用料及び暖房使用料の全額を還付する。

(3)　会議室等の使用者（前２号に該当する使用者を除く。）から使用開始日の20日前までに使用の取消しの申請があつたときは使用料の全額を、使用開始日の10日前までに使用の取消しの申請があつたときはホール等使用料の５割に相当する額並びに備付物品使用料及び暖房使用料の全額を還付する。

（特別の設備の設置等）

第11条　条例第５条に規定する「特別の設備をし、又は既存の設備を変更しようとするとき」とは、次の各号の一に該当するときをいう。

⑴　センター内の備付物品等を目的外に使用し、又はあらかじめ設備された備付物品等を大幅に模様替えをして使用しようとするとき。

⑵　商品、展示品、見本品を持ち込もうとするとき。

⑶　拡声装置、電蓄、ギターアンプ、照明器具、電熱器、テレビ、ラジオ等コンセントを使用する器具類を持ち込もうとするとき。

⑷　その他前各号に準ずる行為をしようとするとき。

２　第４条第２項の規定による記載をして使用許可を受けた者は、特に指示がある場合を除き、当該記載に係る特別の設備の設置等をすることができる。

（使用許可の取消し等の申請）

第12条　条例第６条第５号の規定による申請は、苫小牧市労働福祉センター使用許可取消し等申請書（様式第４号）を館長に提出して行うものとする。

（催物の内容の報告）

第13条　センターを映画会、演劇会、音楽会その他これに類する催物のために使用する者は、使用開始日の３日前までにその内容をプログラム等により館長に報告しなければならない。

（使用者の守るべき事項）

第14条　使用者は、係員の指示に従い、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

⑴　入場人員は、各室等に収容できる人員以内とすること。

⑵　備付物品等の取扱い及び一般入場者の整理を適切に行うこと。

⑶　あらかじめ指定された場所以外では火気を使用しないこと。

⑷　センター及びセンター敷地内には無断で看板、ポスター等の掲示をしないこと。

⑸　センターの清潔を保つこと。

⑹　センター及びセンター敷地内の秩序と安全を保つこと。

⑺　無断でみだりに備付物品等を移動しないこと。

⑻　前各号の規定を守るために必要な数の整理員を置くこと。

⑼　その他係員の指示した事項に従うこと。

（入場者の守るべき事項）

第15条　センターの入場者は、センター内における平穏安全及び清潔の保持のため、次の事項を守らなければならない。

⑴　所定の場所以外で飲食又は喫煙をしないこと。

⑵　騒音を発し暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

⑶　センターを汚さないこと。

⑷　所定の場所以外に出入りしないこと。

⑸　その他係員又は使用者の指示に従うこと。

２　館長は、前項各号の一に違反した者に対して退場を命ずることができる。

（入場の制限）

第16条　館長は、次の各号のいずれかに該当する者には入場を拒否することができる。

⑴　感染性の疾病又は精神に異状があると認められる者

⑵　他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけると認められる物品又は動物の類を携行する者

⑶　監護を要する幼児又は老人であつて付添人のない者

⑷　その他センターの管理上支障があると認められる者

（指定管理者による管理）

第17条　条例第11条第１項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合における第４条、第５条、第12条、第13条、前２条、様式第２号及び様式第３号の規定の適用については、これらの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第４条第１項中「苫小牧市労働福祉センター使用許可申請書（様式第１号。以下「使用許可申請書」という。）」とあるのは「苫小牧市

労働福祉センター使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）」と、第12条中「苫小牧市労働福祉センター使用許可取消し等申請書（様式第４号）」とあるのは「苫小牧市労働福祉センター使用許可取消し等申請書」と、様式第２号及び様式第３号中「苫小牧市労働福祉センター館長」とあるのは「苫小牧市長」とする。

（利用料金の承認の申請等）

第18条　条例第12条第３項の承認（以下「利用料金の承認」という。）を受けようとする指定管理者は、利用料金承認申請書（様式第５号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により提出された申請書の内容が、次の基準に適合すると認めるときは、利用料金の承認をするものとする。

⑴　利用料金の額が、条例別表並びに別表１及び別表２に定める金額の範囲内であること。

⑵　利用料金の周知方法が適切であること。

⑶　利用料金の収受方法が適切であること。

⑷　利用料金の免除について定めがある場合は、公益上の理由その他適当と認められる理由がある場合に免除することとされていること。

⑸　利用料金の還付について定めがある場合は、使用者の責めに帰することのできない理由によりセンターを使用できなくなつた場合その他相当と認められる理由がある場合に還付することとされていること。

⑹　その他公の施設の利用料金として不適当な事項が定められていないこと。

（雑則）

第19条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、昭和51年12月22日から施行する。

附　則（昭和52年６月15日規則第31号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和53年６月30日規則第28号改正）

この規則は、昭和53年７月１日から施行する。

附　則（昭和56年12月19日規則第41号改正）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和61年９月18日規則第33号改正）

１　この規則は、昭和61年10月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市労働福祉センター条例施行規則別表２の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る暖房使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る暖房使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成６年３月31日規則第17号改正）

この規則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成８年１月23日規則第２号改正）

１　この規則は、平成８年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市労働福祉センター条例施行規則別表１及び別表２の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成10年１月16日規則第１号改正抄）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　苫小牧市規則で定める様式による申請書等の押印の特例に関する規則（平成５年規則第４号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附　則（平成10年８月31日規則第37号改正抄）

１　この規則は、平成10年９月１日から施行する。

３　次の左欄に掲げるこの規則による改正前の規則の規定による申請書等の用紙は、当分の間、それぞれ右欄に掲げる申請書等として使用することができ

る。

第16条の規定による改正前の苫小牧市労働福祉センター条例施行規則様式第4号	同条の規定による改正後の苫小牧市労働福祉センター条例施行規則様式第3号の苫小牧市労働福祉センター使用料延納申出書

附　則（平成11年３月31日規則第13号改正抄）

１　この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年11月30日規則第43号改正）

１　この規則は、平成12年12月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市労働福祉センター条例施行規則第７条の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料の減免について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月31日規則第９号改正）

１　この規則は、平成18年４月１日から施行する。

２　この規則による改正後の苫小牧市コミュニティセンター条例施行規則、苫小牧市植苗ファミリーセンター条例施行規則及び苫小牧市労働福祉センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用許可の申請に係る使用料及び暖房使用料（以下「使用料等」という。）について適用し、同日前の使用許可の申請に係る使用料等については、なお従前の例による。

附　則（平成18年３月31日規則第19号改正）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月31日規則第16号改正）

この規則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成25年３月31日規則第13号改正）

この規則は、平成25年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）

備付物品使用料

品名		単位	金額
			円
放送用本機		1式	1,000
ワイヤレスマイクロホン装置		〃	1,800
調光本機		〃	500
マイクロホン		1本	1,000
テープレコーダー		1台	500
プレーヤー		〃	500
アツパーホリゾントライト		1列	500
ロアーホリゾントライト		〃	500
サスペンシヨンライト		〃	500
ボーダーライト		〃	500
スポツトライト		1台	200
ミラーボール		1台	700
プラステートカラー		1組	500
山台		1枚	100
金びようぶ		1双	700
姿見		1台	200
神殿		1式	1,000
婚礼用セット		〃	5,000
持込器具電源	特殊電源	10kwにつき	2,000
		1kw増すごとに	200
	コンセント（1kW以内）	1箇所	200

備考

1　備付物品使用料は、条例別表に定める午前、午後又は夜間をもつて１

回として算定する。

２　婚礼用セットの内訳は、次のとおりとする。

放送用本機１式、ワイヤレスマイクロホン装置１式、調光本機１式、マイクロホン４本、プレーヤー１台、テープレコーダー１台、アツパーホリゾントライト１列、スポツトライト２台、ミラーボール１台、プラステートカラー１組、山台８枚、金びようぶ１双、姿見１台

別表２（第６条関係）

暖房使用料

区分		料金			
		午前	午後	夜間	1日
		円	円	円	円
ホール		1,600	2,100	2,100	5,250
会議室	1号	150	200	200	500
〃	2号	400	550	550	1,350
〃	3号	400	550	550	1,350
和室	1号	200	300	300	700
〃	2号	200	300	300	700

備考

１　第７条第２項第１号に規定する非加盟労働団体若しくはそれを構成する労働者又は未組織労働者が会議室等を使用する場合の暖房使用料は、６割を減じた額とする。

２　労働者及び労働団体以外の者が使用する場合の暖房使用料は、10割増の額（使用の目的が商行為である場合は、25割増の額）とする。

３　婚礼に使用する場合の暖房使用料は、各室ごとに１回午前の料金とする。

様式第1号(第4条関係)

ホール
苫小牧市労働福祉センター会 議 室使用許可申請書
和　室

年　月　日

苫小牧市労働福祉センター館長　様

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
申請者
氏　名
(団体名及び代表者名) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	年　月　日	曜　日	午　前 9：00～12:00	午　後 13：00～17:00	夜　間 18：00～21:00	1　日 9：00～21:00	使用室	入場予定人員 人
使用年月日及び区分	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							
	・　・							

行事名									
使用種別	大会・総会	会議	講演・講習	演劇・芸能	純音楽・軽音楽	洋舞・邦舞	婚礼・研究	映画・展示	その他(　)

ふりがな		ふりがな	
新郎氏名		使用責任者氏名	
ふりがな		連絡先	(　　)　―
新婦氏名			

準備開始時間	開場時間	開演(会)時間	終演(会)時間	入場料	その他
	1	1	1	S　円	
	2	2	2	A　円	
	3	3	3	B　円	
				C　円	

備考

様式第2号(第7条関係)

苫小牧市労働福祉センター使用料減免申請書

年　　月　　日

苫小牧市労働福祉センター館長　様

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名

(団体名及び代表者名) ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用日時、区分及び室名	使用許可申請書記載のとおり
使用目的(行事名)	使用許可申請書記載のとおり
減額又は免除の別及び内容	減　額　(　　割) 免　除
減免の理由 (主催者、行事の内容等を具体的に記入すること)	

様式第3号(第9条関係)

苫小牧労働福祉センター使用料延納申出書

年　　月　　日

苫小牧市労働福祉センター館長　様

申出者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名

(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用日時、区分及び室名	使用許可申請書記載のとおり
延納を希望する使用料の額	円
希望する納期限	年　　月　　日
前納することができない理由	

様式第4号(第12条関係)

苫小牧市労働福祉センター使用許可取消し等申請書

年　　月　　日

苫小牧市労働福祉センター館長　様

申請者　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名

(団体名及び代表者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用許可年月日及び許可番号	年　　月　　日　第　　号
取消し等の内容 (月日、使用区分、室名又は室番号)	
取消し等の理由	

様式第5号(第18条関係)

苫小牧市労働福祉センター利用料金承認申請書

年　　月　　日

苫小牧市長　様

住　　所

申請者　団　体　名　　印

代表者氏名

設定(変更)しようとする利用料金に関する事項	
変更する理由	
実施時期	
周知方法	
備考	

添付書類

1　設定(変更)する利用料金表及び利用料金の算定方法を記載した書類

2　設定(変更)する利用料金の収受、減免、還付等に関する規程

3　その他市長が必要と認める書類

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第７条関係）

様式第３号（第９条関係）

様式第４号（第12条関係）

様式第５号（第18条関係）